

北海道バレーボール協会表彰規程

(目 的)

第1条 本会及び北海道バレーボール界の発展に功績があったと認められる者及び優秀な成績を収めたチーム、選手の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰対象)

第2条 本会は、次に定める表彰基準に該当する場合には、適時表彰するものとする。

- (1) 北海道バレーボール協会の業務執行に永年貢献し、バレーボール界の発展に特に功績があった者。
- (2) バレーボール競技の指導者として、技術の向上に努め北海道バレーボール界の発展に特に功績があった者。
- (3) 永年選手として活躍し、北海道バレーボール界の発展に特に功績があった優秀選手。
- (4) 日本代表又は、それに準ずる選手として選抜され、北海道バレーボール界発展のため特に功績のあった優秀選手。
- (5) その他、北海道バレーボール界発展のため特に功績のあった者。
- (6) 日本バレーボール協会主催及び共催の大会で優秀な成績を収めたチーム。
- (7) 北海道バレーボール協会主催及び共催の大会で特に優秀と認めたチーム。
- (8) 北海道バレーボール界発展のため、特に貢献のあったチーム。

(選 考)

第3条 本会以外における表彰基準に該当する場合並びに表彰推薦依頼があった場合は、基準に照らし地区協会、加盟団体等も含め該当者を選考するものとする。

(決 定)

第4条 前2条に定める、表彰者の選考及び表彰推薦者の選考は、常任理事会で決定し、決定事項を理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。